

山城国
京都 久世家文書目録解題

文書の伝来と特色

文書の伝来

本文書は、昭和三二年、三三年の両年度にわたって、東京の古書肆から当館が購入したものである。受入れの文書記号はそれぞれに327・337と区別してあるが、整理番号は両者を合せて一連番号とし、利用の便宜をはかつてある。すなわち、一〇六四〇は327の分であり、八〇〇〇二七五は337に属する。但し、両者とも同一の書店から購入したものであるから、質的な相違点は認められない。区分は専ら事務手続上のことと考えてよい。

なお、本文書には、主体となる久世家旧蔵の史料のほかに、伝来の径路が異なる若干の史料が含まれている。一般に、古書店などの第三者を通じて入手した史料には、他家文書が混入する例が珍しくない。そのような場合に、当館ではできるだけ原蔵の形態に復原することに努めている。もちろん、混入した量の多寡にもよるが、出自の異なる史料を分離独立させた例も多い。しかし、今回は敢えて異系統の史料を分割せずに、久世家文書の名称のもとに一括して整理した。それは、第一に発生や伝来が違いながらも同じく公家の史料であるために完全な復原が困難であること(詳しくは分類の方針の項で後述)、第二には本文書の分身といえる明治大学刑事博物館所蔵の久世家文書に、購入先が違うにも拘らず全く同一の混入史料がみられるように、この混入には単なる偶然でない可能性があると考えたからである。それは何らかの理由による蒐集史料と推定することでもあるが、旧蔵者の久世家を含めてそのような蒐集の事実を示す証左は現在までのところ確認されていない。そのため、原因の究明を後考に残したまま、一括して整理目録を作成することにしたが、利用に際してはこの点に注意されたい。

久世家

久世家は村上源氏の流れを汲み、久我家一九代敦通の子通式を祖とする羽林家である。通式以後の系図は後掲の通りで、現在の当主まで一三代を数える。歴代の官位略譜(後掲)にみる如く、代々近衛府の役に任じられ、通夏以後はいずれも権大納言に昇進

している。幕末維新期の通源は議奏役を再勤しており、明治後に子爵に叙せられた。

なお、同じ村上源氏として久我家から分岐した公家諸家は、中院、六条、岩倉、千種、東久世、久世、梅溪、愛宕、植松の九家であった。通式が久世家を称した時期は明確でない。応永の頃に、同じ久我支流の千種具通が久世を称したことがあるが、これとは直接の関係はないとみられる。ただし、何れも山城国久世村との所縁によることは共通している。ともかく、通式は、元和五年（一六二〇）一月に所領として山城国乙訓郡下久世村において二百石を新知されている。これが後には同郡中久世村の二百石を以て久世家領となるが、実際の所領に移動はなくて村名の変更であった。すなわち、下久世村約千石のうちの三百石が中久世村として分離独立したものと考えられる。これに従って朱印状の表現も、寛文、貞享の両度は「下久世村之内式百石」であったものが、享保四年に至って「中久世村之内式百石」に変わっている。この分村は延宝七年に確立したともいうが、享保元年にも「下久世村之内中久世村」の記載があつて明確でない。（この項は明治大学刑事博物館所蔵久世家文書による。）因に、中久世村三百石のうち残余の百石の相給者は、偶然にも本集に併載した平松家であるが、平松家では寛文度の朱印状において既に中久世村の名称になっている。なお、中世末に久世を称した千種氏は近世においても下久世村に八〇石を領していた。

本文書の特徴

いうまでもなく、公家の史料であることに最大の特色が存する。古代中世はさておき、近世の公家史料も、今日知られているものは決して少なくはない。当館が所蔵するものだけでも八件を数える。それにも拘らず、近世の公家史料に対する関心は、文学・遊芸や幕末維新期の政治史などを除いては、必ずしも高いとはいえない切れない憾みがある。本文書は、全体で約二、三〇〇点と、決して多量といえるものではなく、従つて内容からいっても全般にわたるわけではない。しかし、記録や編纂物に偏することなく、むしろ公家の生活を反映する具体的な事実を示す史料群であり、中堅の羽林家という立場からも、公家史料を説明していく上で、多様な利用に応じ得るものといえよう。個々の史料の特色については、次節の分類の説明のなかで触れることにして、ここでは文書の様式あるいは形態について述べておく。近世に使用された様式や形態を簡単に一覧する便宜がないので、新様式または稀少の形態と断定することは概して困難であるが、少なくとも農村地方史料を中心とする一般の近世史料のなかには余り見出せない形の史料が含まれていることは指摘できる。しかも、時代としては本文書もまさしく近世に属するのであるから、近世史料の一環として、その全貌を解明するために十分な活用を期待することができよ

う。

関連史料の所在

本文書と関連あるものとしては、第一に明治大学刑事事博物館所蔵の久世家文書を挙げねばならない。同館が入手した時期は、当館とほとんど同じであり、恐らくもと一体であった文書が、何らかの理由で分離し、相次いで二つの機関に別々の古書店を通じて収集されたものと推定される。その全貌は既に『明治大学刑事事博物館目録 第15号』（昭和34年8月刊）によって公刊されているので、詳細は同書に依りたい。その総量は約二千点弱で、本文書に匹敵し、両者は相互に補完し合う関係にある。散逸以前の久世家文書の全容を知る手がかりを得ていないので、旧形がどれだけの規模であったかを確かめることはできないが、両者を併用することによって、久世家文書のかなりの部分を窺うことができると考えてよからう。同一の行事の関係史料が分散しているように、両者における史料内容の差異は認められないが、刑事博物館所蔵分においては家領に關係する史料（朱印状・名寄帳・勘定目録など）が、当館分に比して多いといえる。何れにしても、利用者は本文書と併せて閲覧する必要がある。なお、当館所蔵分に混在している他家史料が、同館所蔵のものにも全く同様に含まれていることは前述の通りであって、混入が古書店の入手以前に始まっていることを示している。次に、旧蔵者である久世家（現当主、久世業総氏）にも「過去帳」「家伝」「久世家系図」数種類のほか、和歌伝授の誓状や詠草などの史料があつて、大切に保存されている。また別に、日本史籍協会叢書の中に『久世家文書』があつて、久世通熙が議奏在職中の幕末維新期の備忘・書状留が収載されている。本文中には、これの原本に相当する史料は見出せないので、同期の史料を利用する場合は参照が必要である。

文書の配列と概要

分類の方針

本文書目録の作成に当っては当館が従来のものである目録で試みてきた分類方式を基本的に踏襲しつつ、公家史料としての本文書の特徴を表現するように配慮した。すなわち、史料の作成事情を主眼とする内容分類によって、全体を大中小の重層方式に従って配

列したが、それぞれの項目名の選定や編成については、残存する史料の量や内容に従いながら、公家史料に特有の形態や用語が反映するように心掛けて構成した。利用に当ってはこれを心得て活用してほしい。旧慣を重視する公家にあつては、故実旧書の筆写収集の数が多く、それらも可能な限りそれぞれの内容に従つて、例えば官位拝賀、婚姻、参向などの関連各項に分出した。同様に、家計支出の帳簿・書付類も、個別の婚礼や葬儀の費用であることが判明するものは各項に分類した。これは久世家における一件史料を袋入に整理してあつた方式を尊重援用したものであるが、逆に、例えば支出帳簿などの同系史料が数項目に分散する結果となつた。煩雑を避けるため重出を省略したので、関連項目を参照されたい。

次に、本文書には、久世家以外の公家史料と少量の武家、町家史料が混在しているが、冒頭の伝来の項で述べたように一括して取扱うことにしたため、一部に変則的な措置をとつたので注意されたい。公家の他家文書としては、六条家、梅小路家、高倉家などを挙げる事ができる。何れも、それぞれの家で作成した記録、または各家を宛所とする文書などである。しかも、それらの史料が混在している原因が不明であるため、個々の史料を配属するための適当な基準が見出せない。例えば、前述のように公家の家では旧記の書拔を作成することが多いが、筆者名や所蔵者名などがなければ、旧蔵の家を断定するのに多くの困難を伴う。もちろん、詳細な検討や関連史料との照合によつて所屬を確定するように、できるだけだけの努力は試みたが、時間的制約などのために、なお多くの所屬未定史料を残すこととなつた。とはいえ、所屬の明瞭でないものを全部別扱いにするというわけにはいかない。そこで今回は、本文書の大半を占める久世家文書に焦点を合せ、明瞭に他家文書と確認できるものだけを別項に除外することにした。その結果、六条家と梅小路家とについて別項として付載し、ほかに若干の不明史料を一括してこれに加えた。従つて、久世家文書として扱つた史料のなかにも、例えば宛名の明記してない書状などは、六条家または梅小路家、あるいはその他の家に所屬するものが含まれているかも知れない。利用者はこの点に注意されるよう改めて指摘しておく。

なお、本集に併載した平松家文書とは、文書内容の差異に従つて分類項目に若干の異同があるとはいへ、同じく公家文書であるから、様式などには両者に共通するものが多い。同一様式の史料で、彼に多く是に少い場合には説明を省略した場合もあるので、後掲の平松家文書目録の解題を参照されるようお願いしたい。

以下、本文の配列順に従って、各項目毎に簡単に説明を加えることにする（『内ゴジックは大項目、『明朝は中項目、「」は小項目を示す。また、「」内の数字は史料の整理番号を示す）。

『久世家』

始めの『家系・家族』に関する史料は、系図を含めて極めて乏しい。系図と略譜については後掲の表を参照されたい。なお、通根の子栄保が六条家へ養子に出ているが、これが後に同家の借財清算に関与する原因となっている。それについては『財政』中に「六条一件」としてまとめてある。『官位』の多くは拝賀関係の史料である。これも後掲の略譜を参照されたい。『吉凶』は、大きく「婚禮」と「仏事」とに分け、そのなかを各人別に区分して発生順に配列した。「婚禮」は通理と通章のほかはすべて久世家の娘の婚姻であるが、そのうち布喜姫は新発田藩主溝口直侯に嫁したが、後に故あつて帰京して死亡しており、その史料は宗徳院として「仏事」の後尾に付した。なお、「仏事」中の「幽貞」は系図上で確認できなかった。

『家領』は所領に関する史料である。公家の所領については、知行所と称されるが、旗本の場合とは若干違う点もあるので、中項目には史料中の用語を借りて家領とした。先述の如く、この項の関係史料は刑事博物館の方に豊富である。

『財政』には、金銭・米穀に関する史料を集めた。「方領米」「拝受金」「助力金」が、公家史料として特色がある。拝受金は、幕府から朝廷への献上金などを公家各家に分配するものである。『諸家文書』の『その他』の中に、配分の際の一連の史料があるので参照されたい。助力金は助勢金・御仕向金・賄米ともいい、久世家と婚姻を結んだ武家からの扶助金であつて、当人の在世中はもちろん、死後にも続けられたようで、初代通式が細川忠興の孫女（忠興の三男・長岡休無の娘）を妻とした縁によって年々六石三斗分の代価を送っていた例もある。公家の財政のみならず、公家と武家との関係にとつても見逃せない点といえよう。「台所入用」は同名の帳簿が残存していたのに基づくもので、家計支出の史料である。ただし、拝賀儀式や嫁入道具の入料などは、それぞれの項目に分類してあるので、ここには家計の全般にわたるものと関連事項の不明なものだけを集めてある。「源内侍勘定」は、久世家の女子で禁中に入つて内侍となつたものの収支である。厳密には家の史料ではないが、宛名にも内侍様御里久世殿などと記されているので、暫定的にここに配した。序でに、源内侍に關係する史料は勘定以外のものもここにまとめて末尾に付した。「六条一件」は六条家の莫大な負債処理に関する史料であるが、登場する人物などに公家社会の片鱗を窺

わせるものがある。

久世家の屋敷は京都小川通本誓願寺上ル東今町にあったが、所持の形態は明確でない。『屋敷』には、江戸住の武士松村弥三郎の土地を借用・買得する一連の史料が中心となっている。この居住地の今町と表町との両町に属する史料を「両町入用」として付載したが、何故に町方の史料が混入したものかは詳かでない。次の「今宮祭礼松鉾」は、同じく居住地が鉾町であるために生じたものと考えられる。

『日記』のうち「当主日記」は、天和から明治まで途中に断続はありながら約六〇冊を数える。中世の公家日記の伝統を継承している点では、その書体までが公家風であるが、時に数ヶ月にわたって記事に空白があるのが惜しまれる。「役所日記」は、家来が記した公用日記であるから、関連書類が写し込まれているなど他の項目にとっても見落すことができない。ことに各年の検索を兼ねた御役所日記抜萃（「一一一」）は久世家の略年表としても有用である。「御玄関日記」は、玄関の受付簿であって、出と入——すなわち出宅と来訪のすべてが記されている。家人（当主・夫人・子弟・家来）の出門には、行先や供人または使者を記し、来訪者は当人が使者の区別、玄関までか座敷へ通ったか、または贈物の品名にまで及んでいる。吉凶時の挨拶受付簿として臨時に作成されるのは玄関帳で、これは『官位』『吉凶』のそれぞれの項目に分類してある。この玄関帳を恒常的に継続したものが玄関日記となるわけで、動向や交際を具体的に示している。『交際』の「書状」には、前述のように宛名不明のものも一応ここに加えておいた。

維新後、華族制度の設立に伴い、久世通熙は京都にあって、暫く閩長を勤めた。その前後の史料を『華族閩長』の項に収めてある。なお、華族制度については、併載の平松時厚の活躍が知られている。同時に参照されたい。

『家来』には、雑掌以下老女、乳母、雇人に至るすべてを含めた。序でながら、この項目に直接の関係はないが、本目録では作成者や宛名人の名前について、それらが公家の家来の場合には実際の役名とは無関係に雑掌の名称に統一して使用した。また、官名で記されている場合は、通称や名乗に変えず原形のままとした。何れも確認すべき資料が不完全なための便法である。なお、本目録では、久世家の家来にはその旨を注記せずに家来の名のみを記したので、本目録に登場するもののみについて姓名を列記しておく。

六角主計

世継権右衛門

六角左衛門尉

六角右兵衛尉

岡本隼人

西池右膳

宮崎久間太

西池伊織

宮崎治部

『勤仕』 公家が朝廷に対して負担する役務に関する史料である。前の『久世家』が、いわば私的な史料であるのに対して、これは公的な

性格の史料といえよう。ただ、そのような朝廷に対する負担や行爲を、何と呼び、どのように構成するかは、公家史料に対する理解の浅さもあって、必ずしも適切なものといいた切れない。勤仕というのは、当然、禁中に対する勤めであるから、始めは禁中勤仕の語を用意したが、近世においても院をもつ期間は長く、その時は仙洞ないし洞中の勤仕となる。しかも禁中と洞中の区別は容易でない。単に勤仕として両者を含むことにした。内廷と外廷との区分も(次掲の平松家解題を参照)、個々の史料について分類するには、現状ではまだ不十分な点が多い。従って、この項目については、今後の公家社会研究の進展によってさらに検討をすすめ、項目の名称や構成に改良を加えていく必要があるものと考えている。また、明治政府の役職関係の史料をこの項に含めたのは、厳密には説明しきれないものであるが、便宜上ここに付載せざるを得なかった。ことに、幕末期に議奏を勤めているため、慶応末年または明治初年における年代不明の史料を収容するためにも、一つの大項目内に処理する必要があった。

『儀式』は、定式と臨時に大別した上で、「改元」はやや特殊な意義をもつので冒頭に配した。後に続けた「社寺」「親王入寺」も、臨時儀式の一つではあるが、内容の特殊性を考慮して別項とした。なお、分類の方針でも述べたが、本文書中でその成立が不明確なもの——すなわち、作成や宛名に久世家の確証を欠き、それが久世家に所有されている必然性の乏しい史料の多くは、『儀式』のなかにある。史料を利用する時は、この点に留意されたい。「定式儀式」の冒頭に並べてある正月式触は、前年末に出される翌年頭の行事予定で、正月節会とこれに続く諸行事に関して、近習の各組番および内々・外様が出勤すべき日付、御手長・申次などの役割を示達したものである。次の『小番』と合せて参照利用されたい。小番は、一種の勤役であって、月に数回の宿直を伴うものであることは、前出の日記類のなかに前日の参勤と翌日の帰館について具体的記述をみるが、小番の勤仕に直接関係する史料は本文書には余り残っていない。これも併載の平松家文書を参照されたい。『関東参向』は寛政七年と安政五年の両度における日光例幣使と贈経使として参向した時の関係史料である。別掲の略譜に見る通り久世家では参向の事例が少く、このほかには享保三年の贈経使が伝えられているに過ぎない。

前出の『儀式』にも複雑でわかり難い部分があるが、『諸役』はさらに困難なところが多い。それは、武家伝奏や議奏などの主要役職は別として、奉行職や評定衆には歴職の一覧がないため、在職の年次を確認することもできず、たまたま残存している史料を配列したに過ぎない。このため、本来ならばこの項目に編入すべき史料で、『儀式』や次の『弁事・留守官』に混入してしまったものがあるかも知れない。『諸役』の末尾に設けた「その他」の項には、これらの役に就任中の史料と想定されるものが編入してある。この項に配した書状は、前掲の『交際』中の「書状」で宛所不明としたものと同じく、宛名人からの書状または廻状に対する請書、答書の形式で、宛名を明記せずに作成されたものである。それらの中、内容が私的に属するものは前の「書状」に分類し、公的な内容にわたるものをここに集めておいた。

明治元年以後、通熙は頻繁に職を移動する（後掲の略譜を参照）。しかも、個々の史料の成立と、それらの官職との関係が不明のものが少なくない。『弁事・留守官』の項を立てたのは、この時期の史料を包括する官名を併記することによって、すべてをこの項に納めたからである。「人数・分限」の項の人数帳や非藏人惣次第（九一七）は、部分的には近世に遡り得るものであり、且つ具体的な数字や人名を記したものであるから、広く活用することができる。

『文学・遊芸』については特に指摘するほどまとまった史料はない。和歌は代々堪能であったようだが、本文書に残っているものとしては、飛鳥井家に入門した通熙が嘉永元年四月に三部抄の伝授を受けた史料が目立つ程度である。『その他』は久世家文書のなかで特に一項を設けるほどの数量に達しない史料を一括したものである。

『諸家文書』

すでに伝来や分類の方針の項で述べたような事情で、付載することになった史料である。『六条家』は、同じ久我支流に属する家で、いわば同族であり、栄保が六条有家の養子になっている間柄である。「養子縁組」および『財政』中の「六条一件」を併せ見られたい。

『梅小路家』には、所属が梅小路家の旧蔵と明らかなものだけを集めたのに、これだけの量になった。日記などは、表紙に署名や花押のない場合は、本文の考証によって久世家と区別したが、全く誤りがないとはいえない。また、この他にも久世家文書として扱った史料のなかに、梅小路家旧蔵のものが混入している怖れは多分にあるので、利用に当たってはこの点に注意してほしい。梅小路家の史料は数量もまとまったの

で、いくつかの小項目に分けて配列したが、特記すべきほどの調査をしていないので、内容についての説明は省略し、簡単な系図を掲げるにとどめる。なお、梅小路家は、勧修寺家の支流である清閑寺家の第七代共房の子・定矩が分岐して初代となった家で、久世家とは全く別の家筋に当り、姻戚関係も認められない。(系図は、各代の当主のみについて生年と没年とを示し、目録上に使用されている前名を括弧内に注記した。作成に当り『系図纂要』『諸家知譜拙記』『現代華族譜要』を参考にした。)

定矩(元和五年
元禄八年一月二八日)——共方(共益承応二年二月一四日)——定喬(定代元禄三年九月二日)——共経(享保一一年五月一日)——
定福(寛保三年一月一六日)——共之(明和七年天明六年九月二八日)——定肖(安永六年七月一九日)——定徳(文化九年弘化四年五月二九日)——定轉(天保八年文化二〇年二月一四日)——
——定明(明治元年一月)——定行(慶応元年一月)

『諸家文書』のなかの『その他』は、前掲の六条家や梅小路家のように、一項を立てて独立させるほどの量に達しなかった史料で、所属の不確実なものを集めた。なお、恐らく書店などを移動中に混入したと考えられる、全く異質の史料数点も便宜ここに付した。

〔付記〕

本目録の作成には原島陽一がこれに当った。作成に際しては、多くの方々にご教示とご協力を賜わったが、とくに明治大学刑事博物館、神崎彰利、久世業総の諸氏には、史料の調査などで大変お世話になった。改めて深甚なる謝意を表す。

久世家系図

(久我)敦通

通式ノリ文祿三年
寛永五年五月一日
清源院(浄玉院)

(室)細川忠興孫女
寛永十二年八月十五日
玉昌院

通俊少寛永三年二月廿三日
寛文九年八月八日
慶雲院

通音フ正保四年六月廿三日
貞享五年二月十六日
長遠院
本院御所新少将
女元禄十二年閏九月四日
瑤樹院

経式ツネ寛文五年七月七日
延宝九年二月廿三日
殊妙院

男天和二年一月十二日
馨林院

女元禄十二年十月四日
長運院

通夏夕中院通茂三男
寛文十年六月廿三日
延享四年九月廿三日
詠雲院

(繼室) 仏光寺光園院女
宝永元年八月廿五日
清雲院

(繼室) さと、持明院基輔女
宝永四年四月八日
松嶺院

貞姫、鍋島宗茂室
女宝曆二年七月廿二日
貞樹院

女つや、綾小路俊宗室
春窓院

女ケイ
女享保十四年十二月廿三日
清電院

女夏子、中御門帝内侍
妙色院
女享保十九年七月五日
テル(通量)

通晃テ享保十五年四月十八日
寿松院

(男女不分明)

女宝曆九年五月十六日
瑞光院

通枝(茂栄)中院通躬養子
宝曆三年五月十九日
瑞溪院

榮通多享保五年一月十日
安永九年七月廿日
融雲院

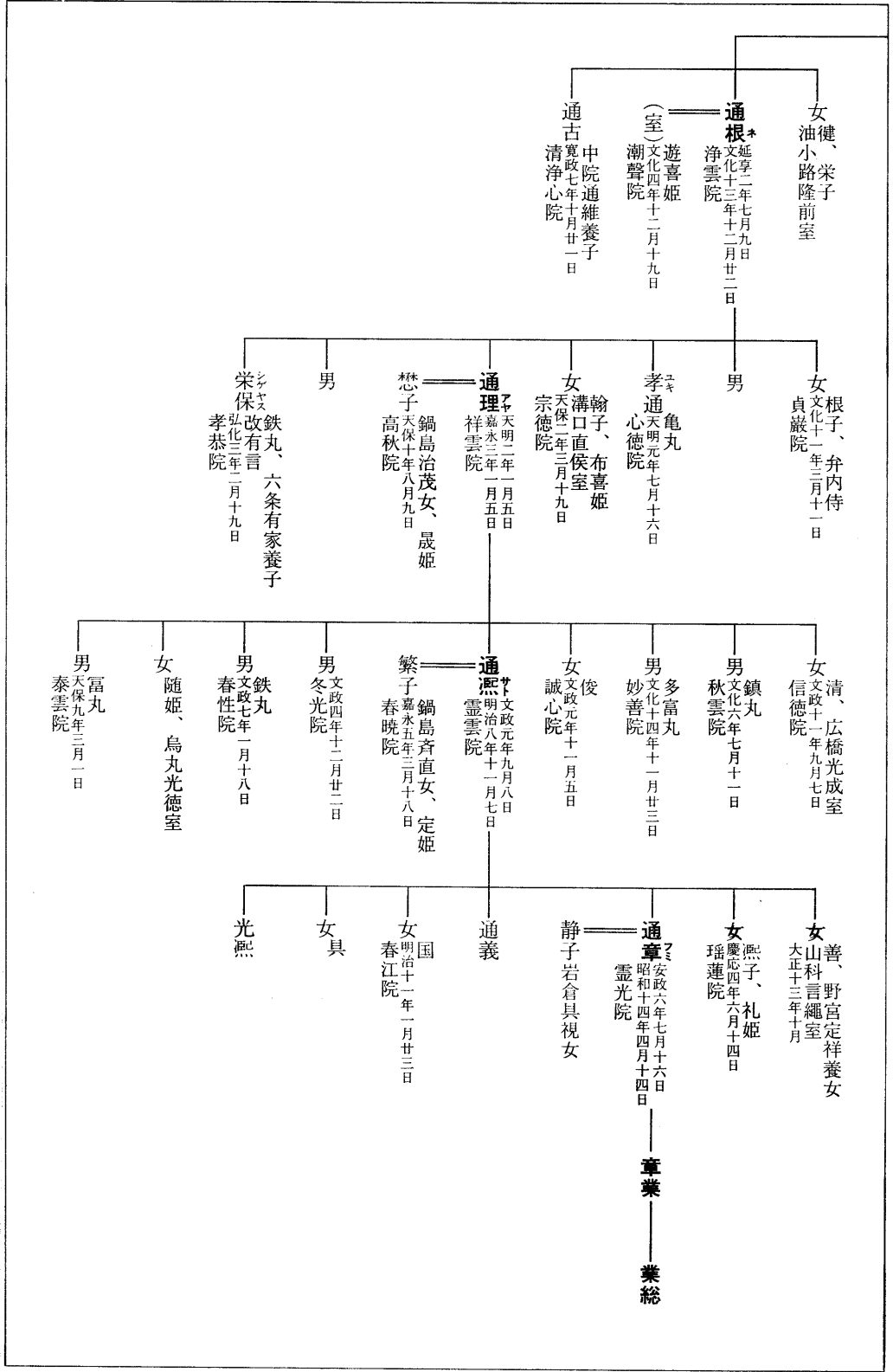
女天明二年五月廿日
無量院

女

男

女

- 1 この系図は「久世家系図」「仮過去帳」(以上、久世氏蔵)をもとに、一部を他の史料で補って作成した。
- 2 |は美子、||は養子、==は配偶を示す。
- 3 忌日と諡号のほか、幼名・婚家・生家などを必要に応じて注記した。
- 4 歴代当主はゴシック活字で示し、没年の前に生年を記した。



久世家歴代略譜

久世家文書目録解題

<p>通 式 元和 2.11.21 叙従五位下 12. 5 元服昇殿, 任侍従 4. 1.14 任右近衛少将 寛永 4. 1. 5 叙従四位下</p> <p>通 俊 寛永 6. 1. 5 叙従五位下 9.12.27 元服, 任侍従 18. 1.11 任右少将 20.11.28 改通俊(元, 益通) 21. 1.11 任右中将 慶安 4. 1. 5 叙正四位下 承応 3. 1.26 出家(法名, 宗元)</p> <p>通 音 慶安 4. 1. 5 叙従五位下 万治元 12.25 元服昇殿, 任侍従, 叙従五位上 寛文 3.11.26 任左少将 7.12.17 任左中将 天和 2.12.24 叙従三位</p> <p>經 式 寛文 9. 1. 5 叙従五位下 延宝 3.11.22 元服, 任侍従 9. 1. 5 叙正五位下</p> <p>通 夏 延宝 4. 1. 5 叙従五位下 9. 6. 1 当家相統 天和 2.10.19 改通清(元, 顯長) 11. 2 元服昇殿, 任侍従 貞享 3.11.15 任左少将 元禄 3. 7.11 任左中将 14.12. 1 改通夏 15. 4.22 賀茂祭近衛府使 12.23 叙従三位 享保 2.12.19 任参議(同4. 6. 1 辞) 3.10.14 法皇女院等贈經使関東参向 5. 5.16 叙従二位 12. 7.21 任權中納言(25 拜賀, 8. 4 辞) 元文元 12.13 任權大納言(15 辞)</p> <p>栄 通 享保 9.12. 1 叙従五位下 20.12.26 当家相統 元文元 1.28 元服昇殿, 任侍従, 叙従五位上 3. 8 改栄通(元, 光條) 5. 2. 2 任大炊頭 寛保 3. 8.29 任右京大夫 延享 2. 3.23 任左少将 宝曆 6. 5.10 任左中将 7. 1.20 叙従三位 12.12.19 叙正三位</p>	<p>明和 6. 8.19 任参議(10.18 拜賀, 同8.12.4辞) 9. 6. 1 叙従二位 安永元 12. 1 任權中納言(25 拜賀, 同2.1.9辞) 8. 2. 7 任權大納言(3. 8 辞)</p> <p>通 根 寛延 2.12.24 叙従五位下 宝曆 7. 3.27 元服昇殿, 叙従五位上 8. 1.18 任左兵衛権佐 12.10.25 任右権少将(同13. 8.27 拜賀) 明和元 8.25 兼近江権介 8.12. 4 転左権少将(18 拜賀) 安永 4. 2.14 叙従三位 寛政 4. 5.25 任参議(同8.4.23 辞) 12. 2 叙従二位 7. 3. 日光例幣使参向 10.12.19 任權中納言(同11.3.15 辞) 享和 3. 1.17 叙正二位 文化 2. 6.11 任權大納言(8.20 辞) 3. 1.18 仙洞和歌始読師</p> <p>通 理 天明 6. 1. 8 叙従五位下 寛政 2. 9.26 元服昇殿, 叙従五位上 6. 2.15 任侍従 11. 3.16 任右権少将(5.17 拜賀) 文化 5.12.19 転左権少将(28 拜賀) 6. 1. 5 叙従三位 10. 2. 7 叙正三位 10. 鍋島治茂女晨姫と婚礼 文政 7.10.28 任参議(11.11 辞) 8. 1.25 叙従二位 10. 9.14 院御所御附被為蒙仰 9. 修学院御幸供奉 天保 3. 8.13 北面非蔵人奉行 6. 4. 1 院評定役 8.12.26 叙正二位 13.12.22 任權中納言(弘化1.12.13 辞) 15.12. 2 改元定仗議参勤 弘化 4. 8.28 任權大納言(同5.1.21 辞)</p> <p>通 熙 文政 3. 1.28 叙従五位下 8. 3.28 元服昇殿, 叙従五位上 天保 4.11.27 任侍従, 12.19 叙従四位下 8.10.2~3 後桜町院25回法講 9. 4.26 任右近衛権少将(5.2 拜賀) 12. 閏1.27 太上天皇諡号誅人(卿代)并諸陵使 参向 9. 鍋島桂翁女子定姫と縁組 嘉永 2. 2.12 着本陣, 参陣 4. 3. 4 転左近衛権中将(同21 拜賀) 4.16 叙従三位 安政 2. 1. 5 叙正三位</p>
--	---

久世家歴代略譜

5. 8.	贈經准后使關東參向	明治元. 9. 11	權弁事被仰付
6. 3. 27	議奏拝賀 (5. 5 免) 7. 8 任	2. 3. 1	行政官弁事被仰付 (4. 8 迄)
万延元. 6. 22	議奏定加勢, 8. 11 議奏本役 (同2. 9. 28 辞)	7. 27	任中弁
文久元. 12. 19	任參議 (同2. 10. 28 辞)	8. 19	転留守判官
3. 12. 27	議奏再役 (慶応2. 4. 17 辞)	3. 1. 24	任宮内大丞 (10. 晦 依願免官)
元治元. 11. 23	叙従二位	12. 17	京都府貫属被仰付
2. 9.	伊勢神嘗祭再興御用懸	22	宮中勤番被仰付
慶応元. 8. 29	還任參議 (同2. 2. 3 辞)	4. 11. 19	宮内省九等出仕 (同5. 7. 25 免)
9. 27	兼任右近衛権中將 (同2. 2. 3 辞)	5. 9. 29	華族閭長拜命 (同8. 10. 29 免)
		8. 10. 20	依願隠居

〔備考〕

- この略譜は、『家伝』(久世業総氏藏)をもとにして、『公卿補任』『諸家伝』および本文書の関連史料などを参考にして作成した。ただし、年月日の異同は注さなかった。
- 履歴事項は、本文書を利用する時の参考に供するための最小限にとどめた。
- 生年、没年および諡号は、前掲の系図に示してあるので、それに拠らるたい。
- 叙位については、叙爵記事のほかは、従三位以上の昇進のみを記した。ただし、従三位以前に死没したものについては、最終の叙位年月日を添えた。